政　令

内閣官房組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年一月十三日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第一号

内閣官房組織令等の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十条第二項、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項及び行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣官房組織令の一部改正）

第一条　内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「六人」を「七人」に改める。

（防衛省組織令の一部改正）

第二条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、附則中第七項及び第八項を削り、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、附則第四項の見出しを削り、同項中「審議官」の下に「（前項に規定するものを除く。）」を加え、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の見出し及び一項を加える。

（大臣官房審議官に係る特例）

4　当分の間、第十条の三第一項の審議官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

附則中第九項を第八項とし、第十項から第十四項までを一項ずつ繰り上げる。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第三条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「八七三人」を「八七四人」に、「一三人」を「一四人」に改め、同表防衛省の項中「二二、二三七人」を「二二、二三六人」に、「二二、二〇六人」を「二二、二〇五人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣臨時代理
国務大臣　村田　蓮舫
防衛大臣　北澤　俊美

省　令

○厚生労働省令第四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十五条の二及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十八条第一項の規定により準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十五条の二の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

様式第六号（甲）(1)（表面）及び同様式（甲）(2)中

㉔ 事業廃止等理由
(1)廃止　(2)委託 (3)個別　(4)その他

を

㉔ 事業廃止等理由
(1)廃止　(2)委託 (3)個別 (4)労働者なし (5)その他

に改める。

様式第六号（甲）(3)［記入に当たっての注意事項］6中「(4)その他」を「(4)労働者を使用しなくなったこと（(1)に該当する場合を除く。）、(5)その他」に改める。

様式第十七号(1)、同様式(2)及び同様式(3)中

「止え入
廃換加
業託別
事委個
1．
2．
3．」

を

「止え入な
廃換加者
業託別働
事委個労
1．
2．
3．
4．」

に改める。

様式第十七号(1)［注意］5中「1．2．3．」を「1．2．3．4．」に改める。

（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（甲）(1)（表面）及び同様式（甲）(2)中

㉔ 事業廃止等理由
(1)廃止　(2)委託 (3)個別　(4)その他

を

㉔ 事業廃止等理由
(1)廃止　(2)委託 (3)個別 (4)労働者なし (5)その他

に改める。

様式第一号（甲）(3)［記入に当たっての注意事項］6中「(4)その他」を「(4)労働者を使用しなくなったこと（(1)に該当する場合を除く。）、(5)その他」に改める。

様式第八号(1)、同様式(2)及び同様式(3)中

「止え入
廃換加
業託別
事委個
1．
2．
3．」

を

「止え入な
廃換加者
業託別働
事委個労
1．
2．
3．
4．」

に改める。